九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

漢代における州牧と刺史に対する認識をめぐって

植松, 慎悟
九州大学大学院人文科学府

https://doi.org/10.15017/27521

出版情報：九州大学東洋史論集. 41, pp.28-51, 2013-03-29. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

漢代における州牧と刺史に対する認識をめぐって

植松慎悟

はじめに

周知のように、中国歴代王朝の官制は儒教の思想的な影響を強く受けていた(1)。近年、漢代史研究においては、官制をはじめとした王朝の諸制度が儒家思想の受容を通じて変化し、それが後世にも大きな影響を与えたという点が解明されてきている(2)。例えば、渡辺信一郎氏は、元帝の初元三年（前四六）から明帝の永平二年（後五九）にかけて儒家の経書に依拠する「古典」・「古制」にもとづく国制が洛陽遷都・畿内制度・官制・礼制などの諸方面にわたって整備され、基本的に清朝末期まで継承される古典的国制がこの時期に形成されたと指摘される(3)。また、保科季子氏は、前漢後半期には現実の制度をも古制に従って理想的に作り変えようとする「古制」派と、漢朝の伝統的な体制の維持を主張する「漢家故事」派との対立が展開し、最終的に「古制」派が勝利を収めると、儒家礼制を受容した皇帝は「受命天子」としての権威を獲得したと指摘される(4)。

そうした潮流のなかにあって、一見奇異に映る展開を見せるのが表題に掲げた州牧と刺史である(5)。前漢末(6)の成帝綏和元年（前八）、武帝期以来の刺史が儒家の古制に即した州牧に改められたのであるが、渡辺・保科両氏はこれを一連の国制改革の一つと見なしている(7)。ところが、光武帝の建武一八年（後四二）、州牧は再び官秩六百石の刺史に戻され（以下、刺史改革と称す）、霊帝の中平五年（一八八）の州牧設置まで、一〇〇年以上見えなくなってしまう。こ

のことは、当時の諸制全般が儒家思想の影響を大きく受けていたにも関わらず、地方支配の要とも言うべき刺史はその路線からはずれ、前漢末以降の諸改革の潮流に逆行する形で再置されたかのようにも見える。実際、小嶋茂稔氏は、後漢の州が古制に忠実に存在していた訳ではないと指摘されている(8)。

筆者がとくに小嶋氏の所説で注目するのは、漢代の人々の意識において、州や刺史がどのように捉えられていたのかという視点を提示されたことである。その考察は多岐にわたるが、本稿の検討と関わる範囲で氏の高見を具体的に挙げれば、つぎのようになろう。すなわち、①前漢末～後漢初にかけて、刺史が儒学の古典に依拠する形で「州牧」と称され、実体はともかく形式的には一州の長として、漢朝の伝統的な刺史とは異質な存在と見なされていた時期が存在した。②後漢の刺史が屢々「州牧」やそれに類する呼称で呼ばれており、霊帝末の州牧制の施行を先取りするような事態が出現しており、当時の人々の意識下では刺史が「州牧」として捉えられていた。③このことは、刺史が監察官としての性格を維持しつつも、その行政官としての性格が後漢一代を通じて濃厚になってくるなかで、刺史の行政官としての立ち居振る舞いが同時代人から認識されていたことを示している(9)。

以上の小嶋氏の指摘は、経書に見える州牧やそれに類する呼称が当該時代の史書にも見出されることに着目しつつ示された卓見であり、漢代の人々が州牧と刺史をどのように認識していたのかという重要な問題であるにも関わらず、従来の研究では取り上げられてこなかったものであるだけに、その考察は高く評価される。しかしながら、筆者にはこの小嶋氏の理解に対して疑問に思う点もある。それは、以下の二点である。

その一は、小嶋氏の議論では、経書に見える州牧やそれに類する呼称で呼ばれることがそのまま行政官として認識されたことを示すということが前提とされている点である。筆者は、後漢の州は古制に忠実に存在していた訳ではないとする小嶋氏の指摘に賛同するものであるが、一方で氏の見解は経書において州牧などがどのような存在として描かれていたのかということを十分に踏まえて論じられたものではないという点にも注意しておかねばならないと考える。なぜなら、経書のなかで州牧がどのように位置づけられ、漢代の人々がそれをどのように理解していたのかという点は、史

書に見える州牧・刺史との関連を明らかにするために不可欠であると思われるからである。従って、当時の州牧や刺史に対する認識については、さらなる研究の深化が必要とされるであろう。

その二は、後漢の刺史と同時期の郡県の行政官との差異に注目した場合、小嶋氏の見解では両者の違いが曖昧であるという点である。小嶋氏は、後漢の人々が刺史を行政官として認識していたとされるが、それでは、刺史と当時の地方行政の中心を担っていた郡国の守相や県の令長のような一般の行政官とは如何なる違いがあるのであろうか。これまで筆者は、州と郡県との差異に注目し、両者の行政形態の違い、属吏組織の規模の差、刺史の「使君」（使者の尊称）という別称などから、「皇帝の使者」として認識された刺史は後漢を通じて（後漢末を除く）郡県の行政官とは異質な存在であったと主張してきた(10)。つまり、筆者の主張が当を得たものであるならば、小嶋氏の見解は後漢の刺史がもつ独自性についての追究が不十分であると思われるのである。

本稿では以上のような問題関心を踏まえ、まず、経書における州牧やそれに類する呼称の用例とこれに対する経学の理解について考察し、ついで、それらの考察を踏まえ、漢代の州牧・刺史のあり方とこれに対する同時代における認識如何について検討する(11)。そのうえで、州牧と刺史の置廃から見た前漢末と後漢との違いを明らかにし、以て漢代の制度と儒家思想との関係の一端を明らかにすることとする。

一　経書における「牧伯」の用例と経学の理解

本節では、経書における州牧やそれに類する呼称の用例を検討し、漢代の経学においてそれらが当時の人々からどのように理解されていたのかを考察する。

漢代の制度（以下、漢制）としての州制が初めて古制との関わりにおいて議論されたのは、綏和元年（前八）、丞相翟方進と大司空何武による州牧設置の建議の場においてであった。『漢書』巻八三　朱博伝には、両者の上奏文を伝えて、

古選諸侯賢者以爲州伯。書曰「咨十有二牧」。所以廣聰明、燭幽隱也。今部刺史居牧伯之位、秉一州之統、選第大吏、所薦位高至九卿、所惡立退。任重職大。春秋之義「用貴治賤」。不以卑臨尊。刺史位下大夫而臨二千石。輕重不相準、失位次之序。臣請罷刺史、更置州牧、以應古制。

とあり、州牧の設置が決定される。この建議から、古では諸侯の賢者を選んで州伯とし、『尚書』には天子が「十有二牧」に諮問することが見えること、その州伯・州牧は聡明な人材・幽隠の賢者を広く捜し求めたと認識されていること、「今」（成帝期）の刺史はその「牧伯の位に居り」、「任は重く職は大」であるけれども、「下大夫」の刺史が郡国の二千石に臨むのは「位次の序」を失っていると批判されていること、そこで古制に合致させるために州牧への改制が必要であると主張されていることなどが分かる。何武・翟方進の認識で注目されるのは、州伯が諸侯より任命されるという点、「十有二牧」が天子の諮問に与るという点である。いま、この二点について検討してみよう。

まず、州伯が諸侯より任命されるという点について。『礼記』曲礼には、

九州之長、入天子之國曰牧。

とあり、その鄭玄注に、

毎一州之中、天子選諸侯之賢者、以爲之牧也。

と記されているように、後漢の鄭玄（一二七～二〇〇）は天子が諸侯の賢者を選び、州牧に任命するとしており、先の何武・翟方進と共通した認識を示している。同じく『礼記』の王制には、「千里の外」（畿外の地）に設置される方伯について、

千里之外設方伯。五國以爲屬、屬有長。十國以爲連、連有帥。三十國以爲卒、卒有正。二百一十國以爲州、州有伯。

とあるように、方伯（州伯―卒正―連帥―属長）の一つとして州伯が見えている。その鄭玄注には「殷の州長は伯と曰ひ、虞（舜）・夏及び周皆牧と曰ふ」とあり、州の長官は伯・牧と呼称されていたとされる。『礼記』内則には、子供が誕生した際の手続きについて、閭史がその家の家宰より子供の名前・生年月日を通知されたときのこととして、

宰告閭史、閭史書爲二。其一藏諸閭府、其一獻諸州史。州史獻諸州伯、州伯命藏諸州府。

と見えるように、書き付けの一枚は州史をへて州伯に献じられ、州府がこれを管理することになる。すなわち、ここでは州府は戸籍を管理する官衙として描かれており、州伯はそれを統監しているのである。また、『周礼』地官・州長を見ると、

州長、各掌其州之教治・政令之灋。

とあるように、州長が州内の教治・政令の法を掌るとされている(12)。右に挙げた経書を見ると、州牧・州伯・州長は当該州を統治する諸侯として描写されていると言えよう。それぞれの経書の成立年代には議論があり、諸篇の経文が記述された時期も確定し難いが、前漢末の何武・翟方進と後漢の鄭玄との認識が一致しており、前漢末にはこのような考え方が定着していたことが窺われる。

つぎに、「十有二牧」が天子の諮問に与るという点について。先の建議において何武・翟方進が引用した『尚書』とは、つぎに示す堯典の記事を指す。すなわち、堯の没後、三年喪が明けた後のこととして、

月正元日、舜格于文祖。詢于四岳、闢四門、明四目、達四聰。咨十有二牧。

とあるように、舜が十二州の長官たる十二牧に諮問している。また、何武・翟方進とほぼ同時期の劉向（前七七～前六）『説苑』の君道篇を見ると、

十二牧、方三人、出舉遠方之民。有飢寒而不得衣食者、有獄訟而失職者、有賢才而不舉者、以入告乎天子。……故牧者、所以辟四門、明四目、達四聰也。

とあり、十二牧は四方に派遣され、飢寒に苦しむ者・職を失った者・在野の賢才などを天子に報告するとされている(13)。傍線部分は、先に引用した『尚書』堯典の「四門を闢き、四目を明らかにし、四聰を達す」を典拠としているであろう。『尚書』堯典や『説苑』君道篇に描写された州牧は、舜が「十有二牧に咨る」（堯典）というように天子の支配に直接的に貢献する存在、具体的には天子に地方の情報を報告する耳目としての役割を果たす存在（君道篇）と見なされてい

たと言える。何武・翟方進とほぼ同時期の劉向が『説苑』に記しているように、州牧が天子の耳目であるという認識も前漢末には定着していたと考えられる。

以上、経書には州牧・州伯・州長など様々な呼称があり、それには諸侯としての側面と天子の耳目としての側面とが見受けられた。ただし、それぞれの呼称には特段の使い分けは見られないようである。そこで、以下、これらを総称して「牧伯」と表記する。

さて、経書における「牧伯」の用例を踏まえたうえで、漢代の経学がこの「牧伯」をどのように理解していたのかを考察する。ここで注目したいのが『白虎通義』(以下、『白虎通』と略称)である(14)。周知のように、章帝建初四年(七九)の白虎観会議にもとづく『白虎通』は欽定法典的性格を帯びるとされ(15)、この時期における経学の理解を窺ううえで重要な文献である(16)。その『白虎通』封公侯篇に、いま取り上げている「牧伯」に関する記述が見える。以下、それを便宜上二段落に分けて引用する。

A州伯者、何謂也。伯、長也。選擇賢良、使長一州、故謂之伯也。王制曰、「千里之外設方伯。五國以爲屬、屬有長。十國以爲連、連有率。三十國以爲卒、卒有正。二百一十國以爲州、州有伯。」

B唐(堯)・虞(舜)謂之牧者何。尚質。使大夫往來牧視諸侯、故謂之牧。旁立三人、凡十二人。尚書(堯典)曰、「咨十有二牧。」

右の記述を見ると、Aでは州伯が賢良を以て任命される一州の長を指すと解釈されており、その典拠として『礼記』王制が挙げられる。Bでは堯・舜の牧に関して、天子の大夫を地方に派遣して諸侯を「牧視」する官と理解され、その典拠として『尚書』堯典が挙げられる。また、「旁」(方)ごとに三人、四方に十二人の牧が派遣されるという理解は、前引の『説苑』君道篇とも共通している。

この「牧伯」の具体的な職務を窺うことができるのが、諸侯の人事考課においてである。『白虎通』は、地方の諸侯を攷黜する所以が「賢を勉め悪を抑え、民を重んずるの至りなり」としたうえで、諸侯の治績を評価する規定を設けて

いる（攷黜篇）。その人事体制は『白虎通』巡狩篇を見ると、

故（天子）五年一巡守、三年二伯出述職黜陟。一年物有終始、歳有所成、方伯行國。時有所生、諸侯行邑。

とあるように、天子が五年ごとに巡守（巡狩）し、二伯が三年ごとに人事考課を実施して昇進・降級を決定し、方伯は毎年諸侯の「國」を巡行するとされる。また、この巡狩篇に関連する史料が、董仲舒『春秋繁露』（成書は景帝の頃）にも見出すことができる[17]。すなわち、『春秋繁露』考功名篇には、考試の方法について、

考試之法、大者緩、小者急、貴者舒而賤者促。諸侯月試其國、州伯時試其部、四試而一考。天子歳試天下、三試而一考。

とあり、諸侯は毎月試験を実施し、州伯は四時（四季）ごとに試験を実施して、一年に一度考課し、天子は毎年試験を実施して、三年に一度考課するとされる。『春秋繁露』（天子―州伯―諸侯）と『白虎通』（天子―二伯―方伯―諸侯）とではその記述に差異が見られるものの、両書とも「天子―州伯（方伯）―諸侯」という人事体制にあって「牧伯」がその一翼を担うと理解しているのである。

これまで取り上げた『白虎通』における「牧伯」の記述について、日原利国氏は諸侯に関する規定を指摘したうえで、

この諸侯を直接監察し攷黜する任に当るのは州伯であった。大夫の有能な者を選んで「一州に長」たらしめ、往来して「諸侯を牧視[18]せしむる」が州伯の制である。

と述べておられる[19]。つまり、『白虎通』の規定では、「牧伯」の役割は往来して地方にいる諸侯の監察にあったことを示しているとされよう。

ここで注目されるのは、先の何武・翟方進の建議では諸侯の賢者より選ばれるのが「牧伯」であると指摘されていたのに対し、『白虎通』封公侯篇Bでは天子の大夫が「牧伯」を担当すると規定される点である。実は、『礼記』王制には封公侯篇Aが引用した史料とは別に、天子の大夫が諸侯の国を監察する官として三監が描写されている。それは、つぎに引用する二条に見える。

天子使其大夫爲三監、監於方伯之國、國三人。

天子之大夫為三監、監於諸侯之國者、其祿視諸侯之卿、其爵視次國之君、其祿取之於方伯之地。

つまり、封公侯篇Bが「牧伯」の役割を諸侯の監察としていたこと、これに任命されるのが天子の大夫であったことを想起するならば、『礼記』王制に見える三監はこれと共通すると見なすことができる。

しかし、実際には『白虎通』はこの三監に拠らずに、封公侯篇Aにおいて敢えて同じ王制の州伯を引用すると同時に、その職責は天子の大夫にあるとしているのである[20]。『礼記』王制の州伯は畿外（「千里の外」）に設置される諸侯の一つであり、これは封公侯篇Bが天子の大夫を「牧伯」に任命するという規定とは著しく異なる。なぜなら、『白虎通』では、天子の大夫は諸侯よりも君命への従属性が強いとされているからである[21]。封公侯篇の別の箇所を見ると、天子の大夫について、

大夫不世位何。股肱之臣任事者也。

とあるように、「股肱の臣」とされている。他方、諸侯に関しては、『白虎通』は春秋公羊説を採用して「諸侯を純臣（直属の臣下）とせず」（王者不臣篇）と規定している[22]。

つまり、『白虎通』では意図的に王制の所説を取捨選択し、より強く諸侯を統制する規定にしようとしていた可能性が考えられるのである。そして、この『白虎通』の規定は「牧伯」の位置づけが諸侯の一つとしてではなく、天子の耳目としての性格を強く意識していた点に特徴があると言えよう。

以上見てきたように、経書における「牧伯」には諸侯としての側面と天子の耳目としての側面とがあった。後漢の欽定法典的性格を帯びる『白虎通』における理解は、「牧伯」に対する耳目としての認識を強め、地方の諸侯を監察する中央派遣官とされている。そして、この監察を担うのは君命への従属性が強い天子の大夫と規定されていた。『白虎通』の規定は「牧伯」を単なる諸侯として位置づけるのではなく、天子の耳目としての性格を強く意識していた点に特徴があったのである。

二　前漢末～王莽新の州牧と「牧伯」

それでは、前節で検討した経書における「牧伯」の用例とその経学上の解釈を踏まえたうえで、漢代の州牧・刺史のあり方とこれに対する同時代における認識を究明したい。その際、この考察を前漢末、王莽新、後漢の順に行う。まず、本節では前漢末と王莽新の州牧に対する認識について考察する。

すでに述べたように、成帝の綏和元年（前八）、刺史は州牧に改められた。従来の研究は、この州牧設置を非常に重視し、例えば、藤岡喜久男氏は、綏和元年の州牧への改制がその監察官としての機能強化を意図したものであり、その結果、官秩上、州牧（真二千石）は九卿（中二千石）と郡国守相（二千石）との間の官僚として措定されたとされる(23)。また、阿部幸信氏は、綏和元年の改制の結果、周制に擬せられた地方官制では県長・侯国相が黒綬（＝大夫）となり、州牧の監察対象が県長・侯国相にまで拡大し、州牧は大夫以上の長吏を監察する存在として位置づけられたと指摘される(24)。つまり、制度上、州牧の位置づけは成帝期の改制によって従前の刺史と比べ、大きく向上したと言えるであろう。

しかし、この州牧は、哀帝の建平二年（前五）～元寿二年（前一）の間に、再び刺史に戻されている。序で述べたように、保科季子氏によれば、前漢末には州牧の設置を主張した「古制」派と、これを批判して刺史の復活を主張した「漢家故事」派との対立が展開していた(25)。この刺史復活を提案した人物は「漢家故事」派の朱博であり、『漢書』巻八三朱博伝には、彼の上奏文として、

漢家至德溥大、宇内萬里、立置郡縣。部刺史奉使典州、督察郡國、吏民安寧。故事、居部九歲舉爲守相、其有異材功效著者輒登擢。秩卑而賞厚、咸勸功樂進。前丞相（翟）方進奏罷刺史、更置州牧、秩真二千石、位次九卿。九卿缺、以高弟（ママ）補、其中材則苟自守而已。恐功效陵夷、姦軌不禁。臣請罷州牧、置刺史如故。

と見えている。朱博が強調するのは、「故事」の刺史はその官秩が卑しくとも賞賜が手厚いため、「咸 功を勸め進むを樂し」んでいたのに対し、「秩真二千石」・「位 九卿に次ぐ」州牧が制度上、高い地位に位置づけられたため、「功效の陵夷し、姦軌の禁ぜざるを恐る」という点である。つまり、朱博は従前の刺史を高く評価しているのである。

また、同書巻七二 鮑宣伝を見ると、哀帝期（前六～前一）の予州牧鮑宣について、

（鮑宣）遷豫州牧。歲餘、丞相司直郭欽奏、「宣舉錯煩苛、代二千石署吏聽訟。所察過詔條。行部乘傳去法駕、駕一馬、舍宿鄉亭、爲衆所非。」宣坐免。

とあり、彼が郡国の二千石に代わって官吏の人事や聴訟などをおこなっていたため、「詔條」（刺史の監察対象を示した六条詔条）の規定を逸脱したことなどを理由に弾劾を受け、罷免されている。このように哀帝期の段階においてさえ、州牧はそれまでの刺史と同じく「詔條」によって職責を果たすべき存在として認識されていたことが分かる。これと朱博が州牧の問題点を強調していたことを考え合わせれば、この処置は、州牧が実際の運用面では従前の刺史から脱しきれずにいたことを示しているとされよう。

この当時、朱博が刺史の有効性を主張し、州牧の問題点を指摘した点には留意する必要がある。彼の主張にある程度の妥当性がなければ、その意見が支持されることはなかったと考えられるからである。この点は、州牧設置と同時期に施行された三公制も同様である(26)。朱博は、刺史だけではなく、御史大夫（三公制施行のため廃止されていた）の復活も主張しており、同書巻八三 朱博伝に、

議者多以爲、古今異制、漢自天下之號下至佐史皆不同於古。而獨改三公、職事難分明、無益於治亂。

とあるように、三公制に対する批判的な意見は多かったと言う。前漢末の諸改革には多様な側面が見受けられるが、とくに地方社会の統治を担わなければならない州制について言えば、制度面での位置づけと統治機能の有効性との間で揺れ動いていたと考えられる。

当然のことながら、州牧に対する評価は「古制」派と「漢家故事」派との間では全く異なる。前節で述べたように、

何武・翟方進は古制にもとづくとされる州牧の設置を主張し、『春秋』の義の「貴きを用ゐて賤しきを治む」（『春秋穀梁伝』昭公四年）という「位次の序」を重視した[27]。州牧設置より前の刺史も、何武・翟方進による建議に成帝期の刺史が「牧伯の位に居」ると記述されていたり、また、何武がこの建議を出す以前に「刺史は古の方伯」（『漢書』巻八六 何武伝）と発言したりしているように、「牧伯」として認識されることがあった。しかし、「古制」派は「位下大夫」の刺史が郡国の二千石に臨むのは「輕重は相ひ準ぜず、位次の序を失」うことになってしまうと考えるのである。「位次の序」を重視した「古制」派は、郡国の守相を統制する州牧は彼らの上位に位置づけられるべき存在であり、そのために古制の州牧の設置が不可欠であると見なしたのである。

これに対し、「漢家故事」派の朱博は、従前の刺史の有効性を重視し、州牧の制度的な地位の高さが却って逆効果になる可能性を指摘していた。さらに、「漢家故事」派は古制と漢制との差異を示す「古今異制」（前引朱博伝）を強調して漢朝の伝統的な制度を尊重し、刺史への回帰を主張したのである。

ただし、留意すべきなのは、「古制」派と「漢家故事」派は州牧・刺史のいずれを選択すべきかという点では対立しつつ、両派とも古制の州牧と漢制の刺史とが相容れないものであると見なしていたということである。漢制と儒家思想との関係において、この点は前漢末における両派の特徴と見なすことができる。

さて、「漢家故事」派が台頭した哀帝期を過ぎると、「古制」派が「漢家故事」派を駆逐することになる。そうしたなか、王莽の登場によって、儒教政策がより一層推進され、新王朝の樹立に至る[28]。王莽新の地方官制について、『漢書』巻九九中 王莽伝、天鳳元年（一四）七月の条を見ると、

（王）莽以周官・王制之文、置卒正・連率・大尹、職如太守。屬令・屬長、職如都尉。置州牧・部監二十五人、見禮如三公。監位上大夫、各主五郡。公氏作牧、侯氏卒正、伯氏連率、子氏屬令、男氏屬長、皆世其官。其無爵者為尹。

とあり、『周官（周礼）』・『礼記』王制にもとづいて設置された地方官が五等爵と結びつけられていたことが分かる。

すなわち、州牧には公爵が任命され、以下、漢制の郡太守に相当する卒正は侯爵、連率は伯爵、郡都尉に相当する属令は子爵、属長は男爵が任命され、その官を世襲すると規定されていた。各級の地方官は五等爵（公・侯・伯・子・男）を保有しており、そのなかでは州牧が最も上位に位置づけられていたのである。また、地皇元年（二〇）に地方官に対して付与された将軍号を見ると、州牧は大将軍、卒正・連率・郡大尹は偏将軍、属令・属長は裨将軍、県宰（漢制の県の令長に相当）は校尉という序列となっている（同書巻九九下 王莽伝、地皇元年の条）。

王莽新における爵位や将軍号の規定を見ると、州牧は最上位の地方長官として位置づけられていたことが分かる。さらに、王莽新の地方官制は、五等爵を軸として経書の記述を再現する形で構築されていたのである。

ここで同じく州牧を設置した「古制」派と対照させてみると、王莽新においても「位次の序」という整然とした位階秩序が重視され、この秩序原理に即した地方官制が形成されていたことが窺える。そして、この「位次の序」が反映された州牧制度は、成帝期以降の紆余曲折をへて、ようやくここに定着したのである。しかし、それにも関わらず、光武帝期に入ると、州牧の廃止が実行されてしまうという歴史的事実は軽視できないものがある。この点に着目して、筆者は光武帝期の刺史改革の意義について明らかにしたことがある[29]が、前漢末～王莽新における州牧の位置づけを見た場合、「位次の序」に即した州牧が刺史改革によって廃止されたことはこれ以降の刺史が「位次の序」とは異なる原理に規定されていたことを示していると言えよう。

以上のように、前漢末における「古制」派と「漢家故事」派との間では州牧・刺史のいずれを選択すべきかという点では対立していたが、両派の共通認識として、古制の州牧と漢制の刺史とが相容れないものであると見なしていた。こうしたなか、「古制」派は州牧を郡国の守相より上位の官として位置づけたのに対し、「漢家故事」派は従前の刺史の有効性を重視したため、当該期の州制は州牧と刺史の置廃が繰り返された。一方、王莽新では州牧が最上位の地方長官として位置づけられており、その地方官制は経書の記述を再現する形で構築されていた。さらに、この州牧設置を主張した「古制」派や王莽新は「位次の序」という整然とした位階秩序を重視していたが、光武帝期に州牧が廃止されたこ

とはこれ以降の刺史が「位次の序」とは異なる原理に規定されていたことを示しているのである。

三　後漢の州牧・刺史と「牧伯」

序で述べたように、光武帝期の刺史改革以降、刺史制度下にあっても刺史は「牧伯」と称される事例が散見する。小嶋茂稔氏は、後漢の刺史は同時代人に州牧として考えられており、それは刺史が行政官として認識されていたことを示すとされる。しかし、第一節では章帝期の『白虎通』において「牧伯」が地方の諸侯を監察する官としても理解されていたことを明らかにした。つまり、刺史が「牧伯」として捉えられていたことと、それが行政官として認識されていたこととは区別して考える必要があるのである。本節では、この点を明確にしたうえで、後漢の州牧・刺史がどのように認識されていたのかという点を検討したい。

まず、刺史改革に先立って、光武帝は州牧をどのような官として位置づけていたのかを確認しておこう。天下統一（建武一二年〔三六〕）以前の段階において、光武帝が任命した州牧は軍事や民政などで活躍することがあった[59]が、この時期の州牧に窺われる性格はそれのみにとどまらない。『後漢書』伝一九　鮑永列伝、李賢注所引『東観記』に、鮑永を兗州牧に任命する詔書が載せられており、

詔書迎下（鮑）永曰、「……以君帷幄近臣。其以永爲兗州牧。」

とあるように、「帷幄の近臣」鮑永を州牧として地方に派遣することが詔書に明記されている。さらに、『後漢書』伝二三　朱浮列伝には、建武六年（三〇）に執金吾朱浮の上疏が載せられていて、

（光武帝）卽位以來、不用舊典、信刺舉之官（州牧）、黜鼎輔（三公）之任、至於有所劾奏、便加免退、覆案不關三府、罪譴不蒙澄察。陛下以使者（州牧）爲腹心、而使者以從事爲耳目。

と見える。光武帝は、州牧が「二千石・長吏」（郡国の二千石と県の令長・丞尉）を弾劾した際、その人事を三公府に委任せず、権限を州牧に帰した。この施策に反対する朱浮が州牧を光武帝の「使者」・「腹心」と表現するように、上疏中での州牧は郡県の上位に立つ行政官ではなく、「皇帝の使者」としての側面が前面に出ており[31]、また、「刺舉の官」として位置づけられていたことが分かる。第一節で指摘したように、章帝期の『白虎通』は「牧伯」を天子の大夫が担うべき地方監察官として位置づけていた。朱浮列伝の記述を見ると、光武帝期の州牧の位置づけはこれに先駆けるものであったと言えよう。

つぎに、刺史改革以降の事例について、『後漢書』伝七一　独行列伝・范式伝を見ると、建武年間（二五～五六）の荊州刺史范式が旧知の孔嵩に向けた発言として、

昔與子（孔嵩）俱曳長裾、遊息帝學。吾蒙國恩、致位牧伯、而子懷道隱身、處於卒伍、不亦惜乎。

とあるように、刺史を「牧伯」と表現する事例が確認できる。また、同書伝七二上　方術列伝・謝夷吾伝には、班固が司空第五倫[32]に命じられて荊州刺史の経験をもつ謝夷吾を推薦する文章が載せられており、

爰牧荊州、威行邦國。奉法作政、有周（周公）・召（召公）之風、居儉履約、紹公儀（公儀休）之操。尋功簡能、爲外臺之表、聽聲察實、爲九伯之冠。

と見える。小嶋氏によれば、右の「荊州に牧となる」という表現がなされたのは刺史が行政官として郡太守と同質の地方官と見なされるようになったためであるとされる[33]。

ただし、この推薦文を見ると、刺史本来のあり方を踏まえたうえでの表現も看取される。具体的には、「聲を聽きて實を察す」という右の記述である。謝承『後漢書』（同伝、李賢注所引）には、この荊州刺史謝夷吾と巡幸中の章帝との逸話として、つぎのように見える。

（謝夷吾）行部始到南陽縣、遇孝章皇帝巡狩、駕幸魯陽。有詔勅荊州刺史入傳録見囚徒。……夷吾所決正一縣三百餘事、事與上合。而朝廷歎息曰、「諸州刺史盡如此者、朕不憂天下。」常以勵羣臣。

章帝臨席のもと、「囚徒を録見」した謝夷吾の司法監察は的確を極め、章帝に絶賛される。班固の推薦文にある「聲を聽きて實を察するに、九伯の冠為り」という記述は、この逸話で描かれている荊州刺史謝夷吾の活躍と符合しよう。無論、班固がこのことを念頭に置いて、推薦文を記したのかどうかは判断を留保せざるを得ないが、彼の推薦文には刺史本来のあり方を踏まえたうえでの認識を見出すことができるのである(34)。

小嶋氏も指摘されるように、後漢の刺史が明確に州牧と表現される場合がある。『後漢書』伝三七　班超列伝附班勇伝を見ると、安帝の元初六年（一一九）、班勇の発言として、

今中國置州牧者、以禁郡縣姦猾盜賊也。若州牧能保盜賊不起者、臣亦願以要斬保匈奴之不爲邊害也。

とある。小嶋氏は、班勇が「州牧」と表現した背景には、当時の官人の思惟の枠組みのなかに、当時の刺史とはまさしく州牧そのものであるとする意識があったと指摘される(35)。ところで、ここで示されている「州牧」（刺史）の役割は「郡縣の姦猾盜賊を禁ず」、すなわち治安維持である。治安維持は郡県の行政官が管掌する職務に当然含まれる(36)が、設置当初の刺史にも期待された役割であった(37)。さらに、御史など中央監察官が治安維持を果たすべく派遣された事例は枚挙に遑がなく(38)、これは治安維持が監察官の職務の一つに含まれることを示しているともされよう。つまり、班勇の発言は治安維持を担うべき官としての刺史を意識したものであると考えられるのである。

刺史に対する認識と治安維持との関係については、桓帝期の交趾刺史張磐の発言も注目される。同書伝二八　度尚列伝には、延熹八年（一六五）以降のこととして、荊州刺史度尚より無実の罪におとしいれられた張磐の発言が載せられており、

磐備位方伯（刺史）、爲國爪牙、而爲（荊州刺史度）尚所枉、受罪牢獄。

とある。ここでは「國の爪牙」という語に注目したい。これについて、李賢注には「爪牙は、猛獣を以て喩へと爲す。國の扞衛と爲るを言ふなり」とある。前漢には国の爪牙・爪牙の官と見なされる官職に前後左右将軍があり、武帝期にその活躍が盛んであったときには軍事行動に従事する者として位置づけられていた(39)。実は、この張磐の発言には二人

の刺史（張磐・度尚）の治安維持の責任をめぐる問題が背景としてある。というのも、荊州刺史度尚が州内の叛賊に蒼梧郡（交趾所属）へ逃亡されてしまい、交趾刺史張磐にその責任を押しつけたため、張磐は一旦投獄されてしまう。その後、彼が赦免された際に、自身の功績と潔白を述べたときの一部が先の発言である。とすれば、張磐の「位を方伯[40]（刺史）に備へ、國の爪牙と爲る」という言葉には、州内の治安維持を担い、「國の扞衛」たるべき官としての刺史という意味合いが込められていたと言うことができよう。

さて、第一節において、章帝期の『白虎通』は中央から派遣された「牧伯」が毎年巡行して、地方の諸侯を攷黜すると規定していたことを指摘した。実際、漢制の刺史にはその職務のなかに州内を巡行する「行部」（『漢書』巻六 武帝紀、顔師古注所引『漢旧儀』）があり、また、刺史は「殿最（勤務成績の優劣）を考す」（『続漢書』志二八 百官志 州郡の条）とあるように、人事に関する情報を中央政府に報告していた。こうした点に着目すると、現実の刺史制度と経学上の「牧伯」の規定との共通点が看取される[41]。『白虎通』においては、天子の大夫が任命される「牧伯」は監察官として職務のうえで諸侯を統制する立場にあるものの、「牧伯」として派遣される大夫は必ずしも諸侯の上位に立つ存在とは限らない。「牧伯」の立場は、あくまで大夫として天子の威光を背景としたものであろう。従って、『白虎通』は経学における「牧伯」解釈を示しつつ、それは現実の刺史が「皇帝の使者」として派遣され、地方監察を担っていた点とも符合するものであったのである[42]。

そもそも光武帝は刺史改革以前から州牧を単なる行政官と見なしていた訳ではなかった。前述したように、「皇帝の使者」として認識されていた光武帝期の州牧は、『白虎通』における「牧伯」の位置づけに先駆けるものであった。刺史改革以降、刺史が「牧伯」と表現される場合が散見するが、このことは必ずしも行政官としての刺史を示すものではない。この点は、本節で検討してきた実例からも裏づけられる。

それに加えて、後漢の刺史に対する個々人の認識が偶然に共通していた訳ではないことを確認するうえで、『白虎通』の解釈が重要な意味をもってくる。『白虎通』は経学定義集とも称される[43]ように、代表的な経学上の解釈を集積した

書である。とすれば、後漢の刺史が経書中の術語である「牧伯」と表現される際、このような経学上の考え方と全く無関係であったとは考え難いであろう。同時に、『白虎通』という後漢の欽定法典的性格を考慮するならば、『白虎通』が『礼記』王制の所説を取捨選択して、あたかも刺史制度に見立てるような記述をなしているように、儒家の側でもその学説を現実の制度に接近させようとする意向が窺われるのである。

さらに、郡国の守相や県の令長のような一般の地方行政官と比較した場合、刺史の独自性はより一層明瞭となる。その好例が、後漢後半期の王符『潛夫論』（成書は桓帝の頃）の記述である。『潛夫論』考績篇には、

夫守相・令長、效在治民、州牧・刺史、在憲聰明。

と見えるように、王符は郡県の「治民」官（郡国の守相・県の令長）と対比させ、州牧・刺史を「聰明を憲（あらは）す」官と記述している。彼が州牧・刺史を郡県の「治民」官と区別している点は重要である。本節で引用した史料を振り返っても、後漢の州牧・刺史に対しては、「刺舉の官」・「使者」・「腹心」、「國の爪牙」と表現されていた。また、州牧・刺史そのものについての表現ではないが、光武帝は「帷幄の近臣」を州牧として地方に派遣することを詔書に記述しているのである。

以上を総合すると、後漢の刺史が当時の人々から郡県の行政官とは異質な存在であったと認識されており、決して一般の地方行政官と同列に論じられる官ではなかったことは明らかであろう(44)。同時に、このことはこれまで筆者が主張してきた私見と合致するのである。そして、この刺史に対する認識は『白虎通』という経学上の解釈と軌を一にするとともに、刺史の本質的側面を反映していたのである。

おわりに

本稿での検討をまとめると、以下のようになる。

① 経書における「牧伯」には諸侯としての側面と天子の耳目としての側面とがあった。後漢の欽定法典的性格を帯びる『白虎通』では、「牧伯」が地方の諸侯を監察する官として位置づけられ、この監察を担うのは君命への従属性が強い大夫とされていた。『白虎通』の規定は「牧伯」の位置づけが諸侯としてではなく、天子の耳目としての性格を強く意識していた点に特徴があった。

② 前漢末の「古制」派と「漢家故事」派には、古制の州牧と漢制の刺史とが相容れないものであるという共通認識があり、州牧と刺史の置廃が繰り返された。一方、王莽新は経書の記述を再現する形で、州牧を最上位の地方長官として位置づけた。州牧を設置した「古制」派や王莽新は「位次の序」を重視したが、光武帝期の州牧廃止はこれ以降の刺史が「位次の序」とは異なる原理に規定されていたことを示している。

③ 光武帝期の州牧は「皇帝の使者」として認識され、これは『白虎通』における「牧伯」の位置づけに先駆けるものであった。刺史改革以降も「牧伯」という表現が散見するが、①を踏まえて考えた場合、このことは必ずしも行政官としての刺史を示すものではない。その実例を検討すると、当時の刺史が郡県の行政官とは異質な存在であると認識されていたことが確認できる。この刺史に対する認識は『白虎通』という経学上の解釈と軌を一にするとともに、刺史の本質的側面を反映していたのである。

近年の漢代史研究では、前漢末～王莽新の国制における古制の影響を重視し、後漢の国制はその延長線上にあるものとして捉えられる嫌いがあった。しかしながら、こうした見方からでは捉えきれない動きとして、本稿で取り上げた光武帝期の刺史改革がある。

本稿での検討が当を得たものであるならば、州制という限られた観点からの考察ではあるが、前漢末～後漢における漢制はつぎの三段階をへて、儒家思想をそのうちに包摂していったと考えられる。すなわち、第一段階は漢制と儒家思想にもとづく古制とがいまだ対立的に捉えられていた前漢末、第二段階は古制への改変による漢制からの脱却を打ち出

した王莽新、第三段階は漢制における儒家思想の浸透が明確になった後漢である。

ここで前漢末と後漢とを比較した場合、漢制と儒家思想との関係において、興味深い時代的な変化が浮かび上がってくる。それは国制を規定する発想の転換である。前漢末の「古制」派は漢制の刺史から古制の州牧への改変を企図し、「漢家故事」派はそれに反対する主張を展開したのであるが、後漢では現実の刺史と経学上の「牧伯」解釈とが対立的に捉えられるのではなく、制度と理念両面から窺える州制は共通していたのである。

後漢を建国した光武帝は、当初は州牧を採用したが、刺史改革によって、漢制の刺史を選択した(45)。確かにこれは、前漢末以降の古制に即して漢制を再編するという潮流を考慮するならば、漢制への回帰であると同時に、この潮流に対する逆行であるように見える。しかし、その一方で、漢制たる刺史が古制の「牧伯」に見立てられたという点は、儒家思想がより深く、かつ前漢末とは異なる形で漢制に浸透していったと考えることもできよう。後漢では前漢末以降の国制改革を継承しながらも、その背景には「古制」派とも「漢家故事」派とも異なる、古制か漢制かという二者択一的な発想を乗り越えた認識が根底にあったのである。

註

(1) 和田清氏は、前近代中国における官制発達の過程に見られる特色の一つとして、儒教の影響を挙げられている（同氏編著『支那官制発達史―特に中央集権と地方分権との消長を中心として―』一九四二年初出、汲古書院、一九七三年、一一～一四頁）。また、同書の第二章「秦漢時代」では、櫻井芳朗氏も当該時代の官制に儒家思想が作用していた点を指摘されている（六九頁）。

(2) 代表的な論考としては、渡辺信一郎A「中華帝国・律令法・礼的秩序」（川北稔・鈴木正幸編『シンポジウム　歴史学と現在』柏書房、一九九五年、所収）、B「天下観念と中国における古典的国制の成立」（二〇〇二年初出、同氏『中国古代の王権と天下秩序―日中比較史の視点から―』校倉書房、二〇〇三年、所収）、保科季子「前漢後半期における儒家礼制の受容―漢的伝統と

の対立と皇帝観の変貌―」（『歴史と方法三　方法としての丸山眞男』青木書店、一九九八年）、阿部幸信「漢代官僚機構の構造―中国古代帝国の政治的上部構造に関する試論―」（『九州大学東洋史論集』三一、二〇〇三年）、渡邉義浩「後漢儒教の固有性―『白虎通』を中心として―」（二〇〇五年初出、のち改題のうえ、同氏『後漢における「儒教国家」の成立』汲古書院、二〇〇九年、所収）など。

（3）前掲註(2)渡辺氏B論文参照。

（4）前掲註(2)保科氏論文参照。

（5）漢代の州制研究については、櫻井芳朗「御史制度の形成（上）（下）」（『東洋学報』二三―二・三、一九三六年）、厳耕望『中国地方行政制度史　甲部　秦漢地方行政制度』（一九三六年初出、中央研究院歴史語言研究所専刊之四五、一九九〇年）、安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』下冊（斉魯書社、一九八五年）第二編第一章「州」、王勇華『秦漢における監察制度の研究』（朋友書店、二〇〇四年）、汪清『両漢魏晋南朝州・刺史制度研究』（合肥工業大学出版社、二〇〇六年）、小嶋茂稔『漢代国家統治の構造と展開―後漢国家論研究序説―』（汲古書院、二〇〇九年）、紙屋正和「漢時代における郡県制と州牧・刺史」（同氏『漢時代における郡県制の展開』朋友書店、二〇〇九年、所収）などを参照。

（6）本稿では、成帝期（前三二～前七）から前漢滅亡（後八）までを前漢末と称す。

（7）前掲註(2)渡辺氏B論文一三一頁、保科氏論文二四五～二四八頁参照。

（8）小嶋茂稔「後漢の国制における『州』の位置」（二〇〇六年初出、前掲註(5)小嶋氏著書所収）。なお、光武帝期の州牧廃止・刺史設置について、小嶋氏はその要因を国制面における諸侯王・諸侯王国の存在に求められている。

（9）前掲註(5)小嶋氏著書二二一頁～二二七頁参照。

（10）拙稿A「後漢時代における刺史の『行政官化』再考」（『九州大学東洋史論集』三六、二〇〇八年）、B「後漢末の州牧と刺史について」（『日本秦漢史学会会報』一〇、二〇一〇年）、C「光武帝期の官制改革とその影響」（『九州大学東洋史論集』三九、二〇一一年）。

(11) 前掲註(10)拙稿Bで明らかにしたように、黄巾の乱（一八四）以降の後漢末では州制が大きく変容するため、本稿の検討では後漢末については捨象する。

(12) なお、『周礼』においては、州が最も広域の地方単位ではなく、より広域の地方単位として「郷」（五州を以て一郷とする）がある（地官・大司徒）。

(13) 『説苑』君道篇とほぼ類似の史料が文帝期の韓嬰『韓詩外伝』巻六にも見られることから、このような州牧に対する認識は文帝期頃まで遡り得るとされよう。

(14) 『白虎通』については、日原利国A「『白虎通義』研究緒論—とくに礼制を中心として—」（一九六二年初出）、B「白虎観論議の思想史的位置づけ」（一九六七年初出、以上二篇、同氏『漢代思想の研究』研文出版、一九八六年、所収）、池田秀三「『白虎通義』と後漢の学術」（小南一郎編『中国古代礼制研究』京都大学人文科学研究所、一九九五年、所収）などを参照。なお、本稿では陳立『白虎通疏証』（中華書局、一九九四年）を底本とする。

(15) 前掲註(14)池田氏論文は、『白虎通』の「欽定国憲」説の問題点を指摘したうえで、「ただちに『国憲』と称することは正確でないとしても、実質上はそれに準ずるものとして扱ってよいと思われる。以下の論述では、『欽定法典』もしくは『法典』という言い方を用いる」（二七九頁）とされる。本稿では、池田氏の見解に従う。

(16) 渡邉義浩氏は『白虎通』の諸規定に着目し、州牧を含む国家制度が儒教の経義により正統化されていたと指摘されている（前掲註(2)渡邉氏論文）。

(17) 『春秋繁露』については、重澤俊郎「董仲舒研究」（一九四三年初出、同氏『周漢思想研究』大空社、一九九八年、所収）、日原利国「『春秋繁露』」（一九七七年初出、前掲註(14)所掲の日原氏著書所収）などを参照。

(18) ただし、四部叢刊『白虎通徳論』は「牧」のみに作る。従って、ここでは監察の意ではなく、牧民の意に解する余地も生じるが、「牧（牧視）」の対象が諸侯であることに着目すれば、監察ないしはそれに準ずる意と理解すべきであろう。

(19) 前掲註(14)日原氏A論文二八六頁参照。

(20) この『白虎通』に見られる『礼記』王制の恣意的な利用をはじめ、『白虎通』が構想する国家像の問題については、南部英彦「『白虎通』の国家構想の特質と『孝経』」(『山口大学教育学部研究論叢　人文科学・社会科学』五一―一、二〇〇一年)が詳述されている。

(21) 前掲註(14)日原氏A論文二八七～二九〇頁、B論文三〇四～三〇六頁参照。

(22) ただし、前掲註(14)日原氏A論文は、諸侯が礼規定としては「不純臣」(『白虎通』王者不臣篇)を承認されていたが、様々な規定によって制約され、事実上、郡県制下の地方長官と同様であったと指摘されている。

(23) 藤岡喜久男「前漢の監察制度に関する一考察―特に、刺史と郡県制度との関聯について―」(『史学雑誌』六六―八、一九五七年)参照。

(24) 阿部幸信「綏制よりみた前漢末の中央・地方官制―成帝綏和元年における長相への黒綬賜与を中心に―」(『集刊東洋学』八四、二〇〇〇年)参照。また、綏和元年以降の官僚機構の構造と周制との関係については、前掲註(2)阿部氏論文参照。

(25) 前掲註(2)保科氏論文参照。

(26) 前漢末の三公設置については、山田勝芳「前漢末三公制の形成と新出漢簡―王莽代政治史の一前提―」(『集刊東洋学』六八、一九九二年)、冨田健之「前漢後期における尚書体制の展開とそれをめぐる諸問題―中書宦官・三公制形成・王莽政権―」(『東アジア―歴史と文化―』七、一九九八年)、吉野賢一「前漢末における三公制の形成について」(『九州大学東洋史論集』三三、二〇〇五年)などを参照。

(27) 何武・翟方進は諸侯王国の官制改革も主張しており、内史が「位卑しくして權重」く、国相をしのぐほどの威権をもつことを批判した。その奏言には「臣(何武)請相如太守、内史如都尉、以順尊卑之序、平輕重之權。」と主張されている(『漢書』巻八六 何武伝)。

(28) 王莽の政治と新王朝の官制については、東晋次『王莽―儒家の理想に憑かれた男―』(白帝社、二〇〇三年)、渡邉義浩『王莽―改革者の孤独―』(大修館書店、二〇一二年)参照。

(29) 前掲註(10)拙稿A、C第二節「光武帝期の地方官制—郡県と州—」参照。

(30) 例えば、涼州牧竇融(『後漢書』伝一三 竇融列伝)、楊州牧鮑永(同書伝一九 鮑永列伝)、幽州牧朱浮(同書伝二三 朱浮列伝)、揚州牧樊曄(同書伝六七 酷吏列伝・樊曄伝)など。

(31) 更始帝期には、実際に荊州刺史費遂が皇帝の使者として淮平大尹(=臨淮太守)侯霸のもとに派遣されている(『後漢書』伝一六 侯霸列伝、李賢注所引『東観記』)。

(32) 『後漢書』謝夷吾伝では、第五倫が「司徒」であったときの推薦文とされているが、章帝紀(紀三)や第五倫の本伝(伝三一)などからここでは「司空」に改める。

(33) 前掲註(5)小嶋氏著書二二三頁〜二二四頁参照。

(34) さらに、班固の推薦文にある「外臺」という語に着目すると、外台とは漢官で謁者(『後漢書』伝六四上 袁紹列伝、李賢注所引『晋書』)、曹魏では蘭台(『魏志』巻一三 王朗伝附孫叔然伝、裴注所引『魏略』)といった中央官の別称であることからすれば、単なる地方官に対する表現とは考え難い。ちなみに、西晋以降の外台の用例を挙げると、「甲午詔書、刺史銜命、國之外臺。」(『晋書』巻七一 陳頵伝)、「故事、三司監院官帶御史者、號外臺。」(『新唐書』巻一七七 高元裕伝)、「安撫・轉運・提刑・提舉、實分御史之權。亦似漢繡衣之義。而代天子巡狩也。故曰外臺。」(南宋・趙升『朝野類要』巻三 職任、外台の条)などが見える。

(35) 前掲註(5)小嶋氏著書二二四頁参照。

(36) 郡県が管掌する職務については、前掲註(5)所掲の紙屋氏著書参照。

(37) 福永善隆「前漢刺史再考—武帝期における刺史の設置を中心として—」(『歴史学研究』八三九、二〇〇八年)参照。

(38) 前掲註(5)櫻井氏論文(下)一二一頁、一二五頁〜一二六頁参照。

(39) 佐藤直人「前漢後半期における前後左右将軍について」(『名古屋大学東洋史研究報告』二五、二〇〇一年)参照。なお、佐藤氏は、前漢後半期になると、前後左右将軍は皇帝の外朝統御を支援する機能をもち、とくに丞相・御史大夫に対する弾劾官としての機能を有する存在として捉えられていたと指摘されている。

(40) 張磐の言う「方伯」について、『白虎通』三軍篇には「犯王法、使方伯誅之。尚書曰、『今予惟恭行天之罰。』此言開自出伐扈也。王制曰、『賜之弓矢、乃得専征伐。』謂誅犯王法者也。」と見えており、『白虎通』でも方伯は王法を犯す者を討伐する存在と理解されている。

(41) 後漢末の州牧の事例ではあるが、劉氏出身の荊州牧劉表が「伯父」と呼ばれており（蔡邕『蔡中郎集』巻六所引『劉鎮南碑』）、これは呼称の差異（伯父と叔父）はあるものの、『礼記』曲礼に「天子同姓謂之（州牧）叔父、異姓謂之叔舅。」と見えるように、経書の記述と共通している。

(42) ただし、池田秀三氏が指摘されるように（前掲註(14)池田氏論文二九四頁）、いわゆる「白虎通国家」が現実の国家とは直接には無関係に、あくまで文献操作と想像力によって構築されている点には十分に注意を払う必要がある。しかし同時に、池田氏も「いかなる観念とて現実とまったく遊離しては成立し得ない。現実の制度がその中の処々に取り入られてはいる」と述べておられるように、『白虎通』の「牧伯」解釈は現実の刺史制度と全く無関係であった訳ではないであろう。

(43) 前掲註(14)池田氏論文二七七頁参照。

(44) 本稿では取り上げなかったが、州牧と刺史が当時の人々から「皇帝の使者」と見なされていた証左として、簡牘史料・石刻史料も挙げることができる。例えば、「檄一、長史夫子印、詣使者雍州牧治所。□□一封、敦煌大守章、詣使者雍牧治所。」（胡平生・張徳芳『敦煌懸泉漢簡釈粹』上海古籍出版社、二〇〇一年、九五～九六頁）、「光和四年（一八一）正月甲午朔十三日丙午、越嶲太守張勃、知丞事大張□。使者益州治所下。」（永田英正編『漢代石刻集成』同朋舎出版、一九九四年、本文篇一一九「邛都安斯鄉石表」二三〇～二三二頁）など。

(45) この刺史改革を含め、光武帝期の官制改革を通じて中央官制と地方官制とが組織的に連携する枠組みが確立された点については、前掲註(10)拙稿C参照。